

第 20 回延岡市農業委員会会議録

(令和 4 年 2 月 28 日)

1. 開催日時 令和4年2月28日（月）午前9時30分から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 16名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐壽徳	2	井本みつよ	3	松田宗史
4	牧野博文	5	緒方武彦		
7	松田純二			9	高橋正二
10	安藤重徳	11	矢野光一	12	星川千鶴代
13	貫藍	14	松下康廣	15	菊池光雄
16	花畠志良一			18	原田博史
19	佐藤純子				

4. 欠席委員 3名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 18名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐幸元	2		3	久富喜良
4	梅田稔夫	5	遠田祐星	6	黒田啓睦
7	山田博敏	8	松田成歳	9	酒井渡
10	甲斐秀雄	11		12	
13	高橋利喜哉	14	甲斐正太郎	15	甲斐詳三
16	木村俊一	17	田口誠	18	松原学
19	小野厚文	20		21	赤木常信
22	黒田五司	23			

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案 第 121 号 農地法第3条 使用貸借権の設定について
議案 第 122 号 農地法第3条 貸借権の設定について
議案 第 123 号 農地法第3条 所有権の移転について
議案 第 124 号 農用地利用集積計画の決定について (利用権・中間管理機構)
議案 第 125 号 農用地利用集積計画の決定について (所有権)
議案 第 126 号 農地法第5条の許可申請について
議案 第 127 号 非農地証明願いについて
議案 第 128 号 農地あっせん委員の指名について
- 報告 第 77 号 農地法第5条の届出について
報告 第 78 号 農地法第18条第6項の通知について
報告 第 79 号 農地法第3条の3第1項の届出について
- 協議 第 26 号 農用地利用配分計画（案）について
協議 第 27 号 延岡市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」改訂（案）について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
		局長補佐兼農地係長	太 田 康 晶	農政係長	竹 内 祐 子
農 地 係 総括主任	永 友 孝 生	農 地 係 主任主事	清 田 則 生	農 政 係 主 事	永 倉 由 貴
		北浦産業建設課 専門主事	工 藤 博 一	北川産業建設課 副主査	松 山 義 秋

8. 会議の概要

事務局	定刻となりましたので、会長お願ひ致します。
議長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>それでは、ただ今から第20回 延岡市定例農業委員会を開催致します。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願い致します。</p>
事務局	<p>はい。本日は委員総数19名中16名の出席でございます。</p> <p>よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告致します。</p>
議長	<p>本日の議事録署名委員は、委員番号3番 松田宗史委員と委員番号18番 原田博史委員のお二人にお願いしたいと思います。</p> <p>本日の予定ですが、議案第121号 農地法第3条使用貸借権の設定についてから議案第128号 農地あっせん委員の指名についてまでの議案8件、報告案件3件、協議案件2件となっています。議案書の確認をお願い致します。</p> <p>それでは、議案第121号 農地法第3条使用貸借権の設定について提案致します。整理番号1番について、田口誠農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。</p>
田口推進委員	<p>推進委員の田口です。本日は林委員が欠席のため、私が報告致します。整理番号1番について説明致します。農地の所在は北方町椎畑、畠5筆で面積は合計3,071m²です。貸人は日向市在住、借人は別府町在住の方です。契約期間は今年の3月10日から3年間で無償となっております。労力人は近く定年退職する旦那さんと借人の二人で新規就農を目指している夫婦です。</p> <p>2月24日に借人、林委員、私の三人で現地の確認を致しました。この土地は耕作されなくなつて約10年経っております。日之影町在住の親戚の方が牛のエサとして草刈作業を行い、農地を保全している状況でした。畠として利用するには相当手がかかると思われますが、営農集団等の力を借りながら葉物野菜の栽培等を手掛けたいということです。</p> <p>借人は過去にサツマイモの作付け等の経験があるということで、意欲的な方だという印象とお見受け致しました。地域との調和要件に問題は無く、皆様のご審議をよろしくお願ひ致します。</p>
議長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事務局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第3条調査書の1ページをご覧下さい。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、推進委員から現地調査の結果報告がありました。地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。
委員	異議なし。

議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
議長	続きまして議案第122号 農地法第3条賃借権の設定について提案致します。整理番号1番について、委員番号11番 矢野光一委員より説明をお願い致します。
矢野委員	<p>委員番号11番の矢野です。整理番号1番についてご説明致します。農地の所在は北川町八戸地区、田1筆、1,465 m²、畑3筆で計574 m²、合計2,039 m²です。貸人、借人とも八戸地区在住の方です。借人の経営状況は318 m²です。労力人は2人で、理由は経営規模拡大です。</p> <p>この賃借権の設定だけでは自己所有分と合わせても下限面積の3,000 m²に満たないのですが、この後で審議する所有権の移転の分と合わせると3,000 m²を超える見込みです。借人は以前よりこの土地を借りて、米、白菜等を栽培しており、今後も継続していく予定です。</p> <p>2月23日に私と赤木推進委員、借人の3人で現地調査を行いました。地域との調和要件については問題ありませんでした。借人は農業に対する経験や意欲は十分であり、特に問題ないと思いますので、皆様のご審議の程、よろしくお願い致します。</p>
議長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事務局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第3条調査書の2ページをご覧下さい。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、委員から現地調査の結果報告がありましたら、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
議長	続きまして議案第123号 農地法第3条所有権の移転について提案致します。なお、整理番号10番につきましては、委員番号7番 松田純二委員と関連がございますので退室後の審議とさせていただきます。
	では、整理番号1番について、委員番号4番 牧野博文委員より説明をお願い致します。
牧野委員	委員番号4番の牧野です。整理番号1番について説明致します。所在は下三輪町、畑1

	<p>筆で面積は 163 m²です。譲渡人、譲受人共に下三輪町在住です。</p> <p>2月 22 日に私と甲斐(秀)推進委員、譲受人の3人で現地調査を致しました。登記は畑になっていますが、現況は田んぼで、譲受人が作っており、この土地の左側が自分の所有地で、右側が借りている土地で、申請地の田んぼが真ん中になります。両方の畔をとっても併せて1反1畝か2畝にして、田んぼとして使いたいとのことです。譲受人はこの地域でも非常に頑張っている方で、地域との調和要件も何も問題ないとと思われます。理由は経営規模拡大です。皆様のご審議をよろしくお願ひ致します。</p>
議長	<p>次に、整理番号2番について、田口誠農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。</p>
田口推進委員	<p>推進委員の田口です。整理番号2番について説明致します。所在は北方町椎畠、畠1筆で面積は 419 m²です。譲渡人は日向市在住の方、譲受人は別府町在住の方で、議案第121号と同一の方です。譲渡人は日向市在住が長く、将来的にも就農する考えはなく、譲渡したいという意向をもっているようです。</p> <p>譲受人は現在、この土地の上の段に住宅を新築していて、3月末までには引っ越しして、椎畠区民として生活する意向を示しています。この宅地については先の農業委員会で宅地としての転用が承認された場所です。譲り受ける土地は保全されているものの、畠として利用するにはかなりの労力が必要かと思われますが、当面は営農集団等の力を借りながら畠にしていきたいという意向のようです。新規就農としては、サツマイモ、葉物、根菜を少量多品目で作付けしながらやっていきたいということです。</p> <p>2月 24 日に、林委員と譲受人と私の3人で現地を確認致しました。地域との調和要件にも問題ないと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願ひ致します。</p>
議長	<p>次に、整理番号3番及び4番について、遠田推進委員より説明をお願い致します。</p>
遠田推進委員	<p>推進委員の遠田です。まず整理番号3番について説明致します。所在は鹿狩瀬町、田5筆で計 6,749 m²です。譲渡人も譲受人も鹿狩瀬町在住の方です。経営状況は 7,690 m²で、労力人は2人、理由は生前贈与となっております。</p> <p>2月 26 日に、松田委員、私、譲受人3人で現地調査を行いました。この農地は元々譲受人がずっと耕作しており、今回贈与として名義変更が行われますが、今後も継続して米の栽培を続けていくということでした。地域との調和要件も問題ないと判断しました。</p> <p>続いて整理番号4番について説明致します。所在は尾崎町、田2筆の計 981 m²です。譲渡人は尾崎町在住、譲受人は祝子町在住の方です。経営状況は 3,525 m²、労力人は1人で、理由は経営規模拡大です。</p> <p>2月 27 日に、松田純二委員と、私と、譲受人の3人で現地調査を行いました。こちらの農地も元々譲受人が借りて耕作を行っていたもので、所有権を移転して継続して米の栽培を行なっていくということでした。譲受人の耕作能力等、問題ないと判断致しました。ご審議の程、よろしくお願ひ致します。</p>
議長	<p>次に、整理番号5番について、委員番号 10 番 安藤重徳委員より説明をお願い致します。</p>
安 藤 委 員	<p>委員番号 10 番 安藤です。整理番号5番について説明致します。所在は北川町本村、畠1筆で面積は 173 m²です。譲渡人、譲受人とも北川町本村在住の方です。</p> <p>2月 21 日に黒田五司推進委員と私、譲受人の3人で現地調査を行いました。現地は譲渡人と譲受人の家の間にある畠です。この土地は長く耕作されておらず、男竹が覆いかぶさっていたそうですが、譲受人が開墾したそうです。現在は野菜が育ち、また鳥獣害対策とし</p>

	て金属のフェンスも張られていました。譲受人は農業に対する意欲もあり、地域との調和要件も問題ないと判断致しました。皆様のご審議よろしくお願ひ致します。
議長	次に、整理番号6番について、委員番号 11 番 矢野光一委員より説明をお願い致します。
矢野委員	<p>委員番号 11 番 矢野です。整理番号6番について説明致します。農地の所在は北川町八戸地区、畠1筆の 869 m²です。譲渡人、譲受人とも八戸地区在住の方で、譲受人の経営状況は 318 m²です。労力人は2人で、理由は経営規模拡大です。議案第122号賃借権の設定についてで説明致しましたが、本件と合わせて所有する農地の合計が 3,226 m²となり、下限面積を超えるので、要件を満たすことになります。</p> <p>譲受人は以前からこの土地でタマネギ等の野菜を栽培しており、今後も継続していく予定です。</p> <p>2月 23 日に、私と赤木推進委員、譲受人の3人で現地調査を行いました。地域との調和要件について何も問題ありませんでした。譲受人は農業に対する経験や意欲は十分であり、特に問題ないと思ないので、皆様のご審議の程よろしくお願ひ致します。</p>
議長	次に、整理番号7番から9番について、委員番号 18 番 原田博史委員より説明をお願い致します。
原田委員	<p>委員番号 18 番 原田です。整理番号7番について説明致します。農地の所在は無鹿町、稻葉崎町で田が1筆ずつ、面積は合わせて 2,022 m²です。譲渡人、譲受人ともに稻葉崎町在住の方です。この二人は義理の兄弟にあたります。この農地は以前より譲受人が耕作しておりました。譲渡人が高齢のため、正式に売買して名義変更することです。</p> <p>2月 23 日、譲受人と私と久富推進委員、梅田推進委員とで現地確認をしました。今まで通り耕作するだけのことで、何ら問題はありません。また譲受人の耕作状況は何ら問題ないと思います。</p> <p>次に整理番号8番について説明致します。所在は稻葉崎町、地目は田、面積は 426 m²です。譲渡人は大貫町在住の方で、譲受人は稻葉崎町の方です。高齢になったので譲り渡したいとのことです。</p> <p>2月 23 日、譲受人と久富推進委員と私で現地確認を致しました。ここ 10 年くらいまったく耕作されておらず、田渕にはガマとかノバラとかが生えており、耕作するには相当手入れが必要です。譲受人は専業農家で、労力人は議案書には1人となっていますが、実際には奥さんと40代の息子さんと3人で農業されております。退職して農業に専念したいとのことなので地域との調和要件についても何も問題ないと思います。</p> <p>次に整理番号9番について説明致します。所在は稻葉崎町、田2筆で合わせて 1,665 m²です。整理番号8番の農地に隣接しております、譲渡人が亡くなり、相続人がおらず、裁判所を通じての受け渡しになっております。現況は先ほどもお話しましたように、10 年くらい全く耕作されておらず、放棄地になっていたような現状です。耕作できるようになるまではかなり努力しないといけないようですが、まとまった田んぼになり、耕作しやすくなるということでお買われたようです。地域との調和要件については若干時間がかかりますが、今までより良くなるだらうと思っております。よろしくご審議ください。</p>
議長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事務局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第3条調査書の3ページから 11 ページをご覧下さい。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第7号につきまして

	は、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとのことなので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。
議長	はい。菊池委員。
菊池委員	15番 菊池です。異議というのではないのですが、ちょっと教えてもらいたいと思います。整理番号1番で畠を田んぼとして利用するということですね。地区によって違うと思うのですが、こういう場合には水利費を加算されて買うべきなのか、原田委員、改良区としてはどうなのですか。
原田委員	急に言われてもなかなか現状がわかりませんが。私ども改良区の中では畠でも水利費をかけているところもあります。合併前からかけていたということで、若干の水利費をかけているところもあります。端のところでどうしても水が乗らないところがあります。そういうところは調査して、水利費をとらないところもあります。現地調査をしてみないと何とも言えません。
菊池委員	はい。わかりました。
議長	他はありませんか。はい、松田(宗)委員。
松田(宗)委員	3番 松田です。整理番号4番の尾崎町の田ですが、取引価格はどうでしょうか。
遠田推進委員	こちらの価格は、金額的にはとても安いと思います。元々譲渡人が無料で譲渡したいという話をしていたそうです。さすがに無料で農地を取得するのは悪いということで、この金額に落ち着いたという話をされていました。
議長	はい。他に何かありませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので、整理番号1番から9番について採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。 松田純二委員は退席をお願いします。
	(松田委員が退席する)
議長	次に、整理番号 10 番について、遠田祐星農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。
遠田推進委員	推進委員の遠田です。整理番号 10 番について説明致します。所在は祝子町、地目は田、面積は 343 m ² です。譲渡人は尾崎町の方で、譲受人は祝子町在住の方です。経営状

	況は 56,853 m ² 、労力人2人で、理由は経営規模拡大です。 2月 27 日に松田(純)委員と私と2人で現地調査を致しました。こちらは元々譲受人が 20 年ほど借りて耕作されていた農地ということで、今回所有権を移転して、そのまま継続して田んぼとして活用していくという話でした。地域との調和要件は問題ないと判断致しました。先ほど話もあったのですが、こちらもすごく安い価格となっております。先ほどと同じで、譲渡人が無料譲渡したいというところを、無料で農地取得をするのは悪いということで、金額が設定されたと聞いております。特に問題ないと判断致しましたので、ご審議の程よろしくお願ひ致します。
議 長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事 務 局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第3条調査書の 12 ページをご覧下さい。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、推進委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。
議 長	はい。原田委員。
原 田 委 員	委員番号 18 番の原田です。価格の話が出ていたので、これに限ることではないのですが、実は私が先ほど説明しました整理番号9番は相続人が亡くなって裁判所が入って売買した案件です。当該地は荒れ果てたところなのですが、裁判所が改良区を通じてもってきた話で、固定資産税の評価額以下の価格をつけてはだめですよということでした。この荒れ果てた農地でさえ、さっきの値段よりは高いかもしれません。 農業を取り巻く環境はたしかに厳しいですが、延岡は元々兼業農家が多くて、農地は資産的価値があるということで、従来高かったのです。価格設定については延岡の農業 자체を守るために、農地の価格があまりにも安すぎる気がするので何か歯止めがかかるように、農業委員会全体が何か一つの議題にして検討してもらうといいのではないかと思います。
議 長	事務局から何がありますか。
事 務 局	事務局としてもただ今のご提案につきまして、会長等と協議しながら今後検討していくと思っています。
議 長	はい。松田(宗)委員。
松田(宗)委員	私が農地部長としての任期が1月まででしたので、農地部会の方でも、こういうことを検討課題として考えたらどうかと思っています。
事 務 局	今、話が出ましたが、事務局、農地部会、そういった専門部会等を開く、その中で協議していかなければと思っていますので、よろしくお願いします。
議 長	他に何かありませんか。

委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので、整理番号 10 番について採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。松田委員の入室をお願いします。
	(松田委員が入室する。)
議 長	続きまして議案第 124 号 農用地利用集積計画の決定について提案致します。この案件は農地中間管理機構分です。それでは事務局より説明をお願い致します。
事 務 局	<p>はい。それでは議案第 124 号 農用地利用集積計画の決定について農地中間管理機構分を説明致します。議案書は9ページから 16 ページとなります。貸人と農地の所在については議案書に記載のとおりで、借人はすべて公益社団法人宮崎県農業振興公社です。</p> <p>契約内容につきましては、5年間から 10 年間の使用貸借権または賃借権となっております。</p> <p>この案件は農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に公募した借り受け希望者に貸し付けを行う案件です。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
議 長	続きまして、議案第 125 号 農用地利用集積計画の決定について提案致します。この案件は所有権移転分です。なお、整理番号3番につきましては、委員番号7番松田純二委員と関連がございますので、松田委員の退席後の審議といたします。
	それでは整理番号1番及び2番について事務局より説明をお願い致します。
事 務 局	<p>はい。それでは議案第 125 号 農用地利用集積計画の決定について、整理番号1番及び2番について説明致します。議案書は 18 ページになります。農地の譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、整理番号1番は、追内町の田2筆、計 2,059 m²、また、整理番号2番も追内町の田5筆、計 6,834 m²の所有権移転となっています。</p> <p>譲受人は地域の担い手として水稻を中心とした農業をされており、今回の農地につきまして</p>

	も、田として利用する計画となっています。計画内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。皆様のご審議をお願い致します。
議長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。 何かございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は举手をお願い致します。
委員	(举手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。 続きまして整理番号3番について審議致します。松田委員は退室をお願い致します。
	(松田委員が退席)
議長	事務局より説明をお願い致します。
事務局	整理番号3番について説明致します。議案書は 18 ページです。農地の譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりです。夏田町と尾崎町の田2筆、計1,172 m ² の所有権移転となっています。 譲受人は地域の担い手として水稻を中心に農業をされており、今回の農地につきましても、田として利用する計画となっています。計画内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。皆様のご審議をお願い致します。
議長	ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。
議長	何かございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は举手をお願い致します。
委員	(举手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。 松田委員の入室をお願い致します。
	(松田委員が入室)
議長	続きまして、議案第126号 農地法第5条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。なお、5番から7番については、委員番号 17 番 片伯部芳徳委員が説明するところですが、本日欠席のため、委員番号 14 番 松下康廣委員が説明致します。

	それでは、整理番号1番について、山田博敏農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。
山田推進委員	<p>推進委員の山田です。整理番号1番について説明致します。農地の所在は天下町、畑1筆で 182 m²です。譲渡人は天下町在住の方、譲受人は福岡県の株式会社です。理由は、駐車場・作業スペース・資材置場となっております。場所は位置図をみてもうとわかりますが、クレアパーク延岡工業団地第2工区と市道を隔てた反対側の角地になります。申請地周辺は畑が広がっています。ここに携帯電話の中継基地を造る予定になっております。</p> <p>2月 22 日に県の方、事務局、会長、私とで現地調査を行いました。隣接している所有者から承諾は得ているということです。地域との調和要件は問題ないと思います。審議の方をよろしくお願い致します。</p>
議長	次に、整理番号2番について、委員番号2番 井本みつよ委員より説明をお願い致します。
井本委員	<p>委員番号2番 井本です。整理番号2番について説明致します。所在地は北川町瀬口、田3筆の 478.91 m²です。現状は雑種地で追認となっております。譲渡人は平原町在住の方、譲受人は北川町瀬口在住の方です。</p> <p>2月 22 日に事務局2名、県、譲受人、私と矢野推進委員とで現地調査を行いました。現地は昭和 42 年に台風水害に遭い、その復旧工事のための現場事務所を設置した場所で、その2年後には場整備を行なった時も重機等の置き場として使用されておりました。終了後は当時の地主であった譲渡人の義父が地元を離れているため、もう耕作はしないので、このままでよいということだったそうです。</p> <p>現在はすぐ隣にある公民館の駐車場が手狭なため、公民館使用時の駐車場等になっております。今回、譲渡人が高齢になったため、手放したいとの相談があり、譲受人が譲り受け、今まで通り地元の人を利用してもらいたいとのことでした。現地は周りの田より2m くらい高くなっています。擁壁も築かれていました。地域との調和要件につきましては問題ないと思われます。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	次に、整理番号3番について、委員番号3番 松田宗史委員より説明をお願い致します。
松田(宗)委員	<p>委員番号3番 松田です。整理番号3番について説明致します。所在は小川町で、北方町と境のところです。田と畑1筆ずつで、田が 1,450 m²、畑が 450 m²、計 1,900 m²です。譲渡人は大貫町在住、譲受人は野田在住の方です。</p> <p>2月 22 日に県の担当者、事務局、私、譲渡人、酒井推進委員とで現地調査を行いました。この土地は元々山だったところを開墾して石垣を積んで、田や畑にしたところです。平成 17 年頃に杉を植えたらしいということで、もう田畠といふより杉林でした。</p> <p>譲受人は現在野田在住ですが、元々は隣近所の方で、野田から来て杉林の中ではまだ木を並べてシイタケ栽培をしているということで追認申請です。これは田畠には復旧できないだろうと判断致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	次に、整理番号4番について、委員番号 12 番 星川千鶴代委員より説明をお願い致します。
星川委員	委員番号 12 番 星川です。整理番号4番について説明致します。農地の所在は北川町三川内の畑1筆、221 m ² です。譲渡人は古城町在住の方、譲受人は北浦町三川内在住の方です。この土地には以前住宅が建っており、5~6年前に火事で全焼し、放置されていたようです。

	<p>約2年前、道路より低い土地だったため、約1mほど埋め立てたようです。譲渡人は以前、この土地が住宅だったので、宅地と思っていたということで、今回の追認申請となっております。譲受人は住宅を建てる予定で、排水も集落排水に接続するとのことでした。</p> <p>2月 22 日に私と小野推進委員、事務局、県の担当者、代理人で現地調査を行いました。この土地の周辺は非農地と判断された土地と国道と住宅であり、営農への支障が無いと思われます。皆様のご審議をよろしくお願ひ致します。</p>
議 長	<p>次に、整理番号5番から7番について、委員番号 14 番 松下康廣委員より説明をお願い致します。</p>
松 下 委 員	<p>委員番号 14 番 松下です。片伯部委員が欠席のため、代わって説明致します。まず整理番号5番について説明致します。農地の所在は出北、地目は田、1筆で 495 m²です。賃貸人は浜砂在住の方、賃借人は浜町の医療法人です。位置図をご覧いただくとわかる通り、申請地は文化センター通線に面して延岡市医師会病院の近くです。</p> <p>申請地の左は調整区域の第1種農地ということで、白地とのことです。現況は文化センター通線が開通した時に南北に分断された農地で、10 年前までは耕作されていましたが、現在は埋め立てしており、雑草が生えている荒地でした。</p> <p>2月 22 日農林振興局、事務局、片伯部委員、横山推進委員、賃借人代理人、私で現地調査を行いました。理由は歯科診療所は夜間診療所であり、駐車場が不足しているということで、許可後、賃貸借契約をして駐車場として利用することです。造成工事につきましては、整地、アスファルト舗装、白線を引き、整備する予定のことです。排水につきましては申請地北側の文化センター通線の側溝を利用し、また土地の両サイドにはフェンスがあり、安全対策は十分行うとのことです。転用により道路排水等、周辺環境への支障影響は特に問題無いと思いますので、ご審議の程よろしくお願ひ致します。</p> <p>続きまして、整理番号6番の説明を致します。所在は方財町、地目は畠、466 m²です。譲渡人は大阪府堺市在住、譲受人は方財町在住です。市街化調整区域、第2種農地ということです。</p> <p>2月 22 日に振興局、事務局、片伯部委員、横山推進委員、譲受人、私で現地調査を行いました。理由は譲受人の隣接地であり、自宅の駐車場と近隣住民の駐車場が不足しているということで、購入して駐車場として利用したいということだそうです。現況は元々低い土地でしたが、平成 15 年頃に埋め立てられ、未耕作となっていました。</p> <p>所有者は大阪在住で、管理できないので、隣接者である譲受人が長年草刈等を管理してきたそうで、造成後については砂利舗装、駐車場として大体 14 台分くらいを整備することです。雨水等の排水は今まで通り地下浸透とし、土地の安全対策を十分行うということで、東側隣接地は地目は畠ですが、竹藪になっており、転用による周辺環境への影響はほとんど問題ないと思われますので、審議の程よろしくお願ひ致します。</p> <p>次に整理番号7番について説明致します。所在地は方財町、地目は畠、145 m²です。譲渡人は出北在住、譲受人は方財町在住で、申請地南隣が実家です。申請地は市街化調整区域、第2種農地です。</p> <p>2月 22 日に、振興局、事務局、片伯部委員、横山推進委員、譲受人、私で現地調査を行いました。理由は譲受人の住宅建設のためです。譲渡人は出北在住ですが、申請地は譲渡人が元住んでいた自宅の隣接地で、現在は休耕で、一部野菜等作っていました。また植木等植えて、庭としても利用していました。申請農地東側の住宅はもう解体整地されました。許可後にこの住宅地3筆と申請農地1筆とを購入して住宅建設の予定です。転用により周辺環境への影響は特に問題ないと思われますので、ご審議の程よろしくお願ひ致します。</p>

議長	次に、整理番号8番について、委員番号 18 番 原田博史委員より説明をお願い致します。
原田委員	<p>委員番号 18 番 原田です。整理番号8番について説明致します。農地の所在は大峠町、畠、1,001 m²です。譲渡人は大峠町在住、譲受人は大峠町の学校法人です。学校ができた頃から譲渡人のお父さんから駐車場として借りて使用していたそうです。位置図にあります通り、道路隔てた学校の正面にあり、今まで同様、駐車場として使用することです。</p> <p>2月 22 日に県の担当者、事務局職員、法人の代表の方、久富推進委員、私とで現地確認を致しました。創立当時から駐車場として使用していたこともあり、隣接との境界等もブロック塀が設置されており、また隣接した農地も無く何ら問題ないと思われます。よろしくご審議いただきたいと思います。</p>
議長	次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。
事務局	<p>はい。農地区分につきまして説明致します。</p> <p>まず整理番号1番についてですが、今回の対象地は携帯基地局設置のため許可不要である鉄塔敷地 38.44 m²を除く 143.56 m²となります。申請地はクレアパーク延岡工業団地第2工区に隣接しており、南側に農地の広がりはあるものの 10ha 未満で第2種農地となり、立地基準に問題ないと判断致しました。また一般基準につきましては、資力や実現性、面積は妥当なものであり、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断致しております。</p> <p>尚、現地調査の結果、譲受人の会社の代表の名前等が県の指摘により実際の法人登記が本社のある東京になるということから、今訂正中です。</p> <p>次に整理番号2番については、申請地は昭和 42 年頃に県のは場整備事業に伴い整備されたもので生産性の低い第2種農地となり、立地基準に問題ないと判断致しました。また一般基準については、既に転用済で始末書が提出されている追認申請であり、水路等周辺農地の営農への影響は無く許可相当と判断致しました。</p> <p>次に整理番号3番については、申請地は山林に囲まれた生産性の低い第2種農地となり、立地基準に問題ないと判断致しました。また一般基準については、既に植林へ転用済で始末書が提出されている追認申請であり、周辺農地の営農への影響は無く許可相当と判断致しました。</p> <p>次に整理番号4番については、申請地周辺は宅地や道路、原野、川で囲まれた生産性の低い第2種農地となり、立地基準に問題ないと判断致しました。また一般基準については、既に転用済で始末書が提出されている追認申請であり、周辺農地の営農への影響は無く許可相当と判断致しました。</p> <p>次に整理番号5番については、申請地周辺は医師会病院前に 10ha 以上の農地が広がる一団の農地の区域内にある第1種農地となります。なお、申請地は歯科診療のための駐車場という日常生活上必要な施設として集落接続の例外規定に該当し、立地基準に問題ないと判断致しました。また一般基準については、資力や実現性、面積は妥当なものであり、水路等周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断致しました。</p> <p>次に整理番号6番については、申請地は住宅地に囲まれた生産性の低い第2種農地となり、立地基準に問題ないと判断致しました。また一般基準については、既に転用済で始末書が提出されている追認申請であり、周辺農地の営農への影響は無く許可相当と判断致しました。</p> <p>次に整理番号7番については、申請地は周辺を住宅地に囲まれた生産性の低い第2種農地となり、立地基準に問題ないと判断致しました。また一般基準については、資力や実現性、面積は妥当なものであり、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断致しました。</p> <p>次に整理番号 8 番については、申請地は周囲を宅地に囲まれた生産性の低い第2種農地となり、立地基準に問題ないと判断致しました。また一般基準については、既に転用済で</p>

	<p>始末書が提出されている追認申請であり、水路等周辺農地の営農への影響は無く許可相当と判断致しました。</p> <p>以上、ご審議をよろしくお願ひ致します。</p>
議長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。
議長	続きまして、議案第 127 号 非農地証明願いについて提案致します。整理番号1番について、委員番号2番 井本みつよ委員より説明をお願い致します。別紙写真もご参照ください。
井本委員	<p>委員番号2番 井本です。整理番号1番について説明致します。農地の所在は北川町瀬口、地目は田、1,279 m²です。申請人は北川町川内名在住の方です。</p> <p>2月 22 日に私と矢野推進委員、農地部の矢野光一委員、代理の方とで現地確認を致しました。位置図を見て頂くとわかりますように、多良田川に沿ったところにあり、30 年くらいは耕作されていません。雑木が生えて原野となっております。毎年私たちが非農地調査に行っているところです。皆様のご審議をよろしくお願ひ致します。</p>
議長	次に、整理番号2番について、委員番号3番 松田宗史委員より説明をお願い致します。
松田(宗)委員	<p>委員番号3番 松田です。整理番号2番について説明致します。1月の定例農業委員会に上程予定だった案件です。所在は行勝町、畠、2,016 m²です。</p> <p>1月 22 日に申請人と、私と、松田(成)推進委員、酒井推進委員、事務局、県の担当者で現地確認を致しました。写真を見てわかる通り、もう原野で、申請人はこの土地の目の前に自宅があつて以前ハウスを建てようとしたらしいのですが、今度は水が全然無いということで、それも諦めてそのままになって、いつの間にか現状のような雑種地になっていました。以上です。皆様のご審議をよろしくお願ひ致します。</p>
議長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
議長	続きまして、議案第 128 号 農地あつせん委員の指名について提案致します。申出の理由としましては、舞野町の農地の売却及び貸したいということになっております。

	では、今回のあっせん委員の指名につきましては、事務局と協議した結果、委員番号3番、松田宗史委員と松田成歳農地利用最適化推進委員を指名したいと思いますが、何かご意見、ご質問はございませんか。
	何かございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。指名された委員の方はよろしくお願いいたします。 以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願い致します。
事 務 局	それでは、事務局より報告事項について説明致します。はじめに報告第77号、農地法第5条の届出について説明致します。この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。 議案書の33ページから34ページに記載しております。11件の届出があり、田が7筆の2,100m ² 、畑が4筆の931m ² 、合計11筆の3,031m ² の転用となっております。 次に、報告第78号 農地法第18条第6項の通知について説明致します。この報告は権利設定の合意解約分です。 議案書の36ページから45ページに記載しております。全部で52件の届出があり、田が95筆の77,839m ² 、畑が2筆の1,911m ² 、合計97筆の79,750m ² の合意解約となっています。 次に、報告第79号 農地法第3条の3第1項の届出について説明致します。この報告は相続等により農地の権利を取得した届出です。 議案書の47ページから49ページに記載しております。全部で4件の届出があり、田が26筆の16,172m ² 、畑が26筆の18,413m ² 、合計52筆の34,585m ² となっています。 この届出の内容につきましては、議案書に記載のとおりですが、現況が農地以外になつてている土地につきましては、文書等で指導していきたいと考えております。 以上で報告を終わります。
議 長	ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。
委 員	ありません。
議 長	無いようなので、次に協議第26号 農用地利用配分計画(案)について、事務局よりご説明をお願い致します。
事 務 局	それでは、協議第26号 農用地利用配分計画(案)について説明致します。こちらは、先程議案第124号で決定した中間管理権の設定についての配分計画となります。 議案書の51ページの整理番号1番から10番までが沖田第一地区での集積計画となつております。 次に、整理番号11番から52ページの整理番号13番までが川島地区での集積計画となつております。

	<p>次に、整理番号 14 番が細見地区での集積計画となっております。</p> <p>次に、整理番号 15 番が小川地区での集積計画となっております。</p> <p>最後に、整理番号 16 番から 58 ページの整理番号 88 番までが個別案件での集積計画となっております。</p> <p>今回の配分計画では、43 名の出し手から計 88 筆、73,013 m² の農地を 個人 29 名に配分する計画となっています。</p>
議 委 議 議 事 務 局	<p>長</p> <p>ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。</p> <p>員</p> <p>ありません。</p> <p>長</p> <p>質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものと致します。</p> <p>長</p> <p>次に協議第 27 号 延岡市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」改訂(案)について事務局よりご説明をお願い致します。</p> <p>それでは、協議第 27 号 延岡市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」改訂(案)について説明致します。</p> <p>議案書の 60 ページから 66 ページに記載しておりますが、これは3年ごとに検証・見直しを行い、農業委員会の指針として具体的な目標と推進方法を定めるものとなっております。</p> <p>では、概要につきまして簡単に説明致します。主な改正点といたしましては、まず、議案書の 61 ページの表では、遊休農地の解消へ向けて、新たに農地付き空き家についての目標付けを追加いたしました。</p> <p>次に、62 ページでは、国の通知により遊休農地と荒廃農地調査が統合されるとともに、非農地判断の実施について記載しております。</p> <p>次に、63 ページでは、担い手への農地利用集積目標や担い手の育成・確保に関すること、64 ページでは、人・農地プランの話し合いへの参加や、「農山漁村ハローワーク」による多様な人材と農家とのマッチング支援や農福連携等への取組みについて、65 ページでは、新規参入の促進目標といったことについて市の方針を踏まえたうえで、見直しを行う内容になっております。</p> <p>また、補足ですが、別紙資料をご覧ください。 (パブリックコメント経緯・結果について説明) 以上で説明を終わります。</p> <p>長</p> <p>ただ今、説明ましたが、説明内容について、ご質問はございませんか。</p> <p>員</p> <p>ありません。</p> <p>長</p> <p>質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものと致します。</p> <p>最後に「その他」ですが、何かございませんか。</p> <p>員</p> <p>ありません。</p> <p>長</p> <p>以上を持ちまして第 20 回、定例農業委員会のすべてを終了致します。</p>

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会長

甲斐壽徳

3番

松田宗史

18番

原田博史

